

葉山町公共施設等総合管理計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例(平成7年葉山町条例第13号)第2条の規定に基づき設置された葉山町公共施設等総合管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本町における公共施設等総合管理計画の策定及び実施について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、学識経験を有する者その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、審議の必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、公共施設課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
町長	葉山町公共施設等総合管理計画策定委員会	本町における公共施設等総合管理計画の策定及び実施について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	7人以内